

## 児童相談所と市町村の役割と保護者対応

大阪府東大阪子ども家庭センター 小山直樹

## 1 市町村と児童相談所の役割

## (1)市町村の役割—児童相談に関する第一義的相談機関

- ① 児童相談の窓口
- ② 児童通告の窓口
- ③ 要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク会議の法制化)の設置と調整
  - ・ ケースマネジメントと見守り機能(医療、保健、福祉、保育、教育、療育機関など)
  - ・ ケース会議や進捗管理など
  - ・ 子育て支援サービスとの連携、育児負担の軽減や養育者の孤立を防ぐ

## (2)児童相談所の役割—専門的知識・技術を必要とする子ども・家族への対応と市町村への後方支援

- ① 相談・通告の受理
- ② 調査・立入調査
  - ・ 警察への援助要請
- ③ アセスメント・プランニング
- ④ 一時保護(一時保護所)・一時保護委託(児童養護施設等)
  - ・ 保護者の同意による保護、職務権限による保護
- ⑤ 在宅指導
  - ・ 面接、心理アセスメント、児童精神科医による診断、セラピーなど継続指導
  - ・ 関係機関会議
- ⑥ 施設入所と里親委託⇒社会的養護
  - ・ 入所措置における高度専門性・客観性・透明性の確保
  - ・ 社会福祉審議会児童措置審査部会
  - ・ 弁護士、法医学医師などとの連携
  - ・ 家庭裁判所への施設入所の承認の申立
  - ・ 施設入所後の支援(インケアとの連携と親支援)
- ⑥ 家族再統合
  - ・ 28条での施設入所の2年更新
  - ・ 親指導

⑦ 虐待通告の夜間・休日対応

- ・ 立ち入り調査・職権保護の必要性の判断と出動(調査・保護)

2 通告への対応 接近・展開・連続

- 早期発見と危険度の見極めが重要
- 早期発見が早期対応となり親子を救う

(1)通告の受理 市町村・児童相談所

(2)市町村と児童相談所、各機関とで対応協議

- ・ 緊急・重篤な場合は児童相談所

(3)状況調査と対応会議(アセスメント)

- ・ 家族状況、各機関の関り・支援の有無、各機関での子ども家族の状況

(4)安全確認の調査と判断

(5)保護者への告知・調査

- ① 各機関(保育所、学校など)や市町村との協働
- ② 各機関と児童相談所との協働
- ③ 市町村と児童相談所との協働

(6)一時保護の判断と実施

(7)関係機関による育児支援・生活支援と見守りの継続

3 現状と課題

(1)家族・家庭の特徴—再確認—

- ① 家族は、社会の基礎的な集団で子どもの成長および福祉のための自然な環境
- ② 家庭は、プライベートでセンシティブな機密性
- ③ 家庭は、感情共同体としての家族の情緒的な安定をもたらすだけでなく、親密さや依存関係が葛藤や憎悪を含む陰性感情を生起しやすく暴力の芽がつねにある

(2)家族と子どもの権利擁護

- ・ 民法における親権(監護・教育権等)と子どもの最善の利益の実現

民法 820 条と児童福祉法 28 条

- ・ 親権を行う者は、子の監護及び教育する権利を有し義務を負う
- ・ 保護者が、その児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において施設入所が保護者の意に反するときは家庭裁判所の承認を得て児童福祉施設の入所措置をとる。
- ・ 権利の主体としての子どもの訴え(虐待事実、意向)を優先
- ・ 虐待や体罰等の子どもの権利侵害の防止と権利の回復を通し、子ども観、子どもの権利についての社会的意識の形成に関与する。

### (3)家族に関わる機関の体制

- ① 関わる組織・個人によって家族の特性や虐待についての認識に差がある。
  - ・個人的・経験的・情緒的な関りや判断から、専門的な知見、科学的・客観的な情報判断力と組織的蓄積(研修、マニュアル)に裏付けられた支援の確立が急務である。
  - ・生活を支える地域の機関(保育、教育、療育、保健、医療、児童相談等との協働により法的(行政的)・臨床的な対応が可能となるが、意思の共有が課題。
- ② 社会の進展(規範の変化)、国の法制化、自治体の基盤整備、地域支援の育成の不調和
  - ・生活に根ざした個人の意識・選択・決定・行動が社会生活との不調和を起しやすいが、地域社会を支える社会システムの整備の立ち遅れ。

(4)社会規範、個人の行動に影響を及ぼす人間観、家族観、児童観(権利擁護)、男性性・女性性が問われることがなく、個人の行為としての責任のみが問われる。

### (5)現代の特徴と家族援助の視点

- ① 認知のゆがみ(マイルール)、感情表出が直に行動と結びつきやすく、多様な援助技術の展開が必要である。
- ② 生育過程の中での、生活技術や養育技術の修得が困難になっていきている。
- ③ 生活実感より、マスコミ・ITなどの影響による不安、怯えを抱きやすい

## 4 当事者への支援の方向

### (1)多様なコミュニケーション(接触・関与)

- ① 日々の生活・援助の中の早期の関わりは、家族に受け入れられる可能性が高い
  - ・主体的に相談する、人と協力し合うことの積み重ねに繋がる
- ② 「通告」は地域の機関の連携・共有の出発点となり、第三者機関(児童相談担当課、児童相談所など)の家族への介入・支援につながる
- ③ 「介入」は家族支援・家族再統合と相矛盾するものでなく家族支援・家族再統合の出発点となる
  - ・家族連鎖・支配と服従など、家族で変えることができない家族力動を、介入によって断ち切ることが支援や再統合の一步となる。
  - ・保育、教育、療育、市町村行政などの通常の業務で進めている面談、相談、親指導などの家族支援としての「介入(関わり)」を予防的虐待対応として意識的、組織的に進めることで保護者を相談者として、援助を求める人として、主体的に課題に向き合う関係を築いていく。
  - ・すでに園・校内での子どもの病気・けが、事故への対応では、子どもへの聞き取り、指導(保育、教育)、治療、保護者への説明等を組織的に判断し対応している危機管理の実績がある。つまり、登園・登校した子どもの健

康・安全に対する取り組みが虐待対応として十分に機能しているといえる。

- ④「保護」は連鎖や支配、服従の中でおこる親の攻撃・暴力・放置から子どもの生命、健康、発達を守る。

- ・ 子ども・家族の課題の整理と支援のための調整期間、保護者の虐待告知を受け止める期間ともなる。
- ・ 法的枠組みにより、社会規範の受入を可能とする

(2)相互作用としてのコミュニケーション

① 援助者側の説明責任

- ・ 文書により、課題・援助の方針・プログラムの提示
- ・ 当事者参加による支援会議

② 当事者からの意見表明など

- ・ 行政不服審査—自分の意を手続きで表明し、弁明書により、具体的な理解が可能となり、また自分の援助者（親族、知人、弁護士など）と相談し判断することを可能とする
- ・ 当事者グループ

(3)司法臨床としての児童相談所の機能の強化

『司法臨床』 親密な対人関係に宿る暴力が、犯罪にもなりうる不法行為として再構成し、公的課題と位置付け司法的機能と臨床的機能の協働による問題解決と導く機能

児童相談所の法的対応

① 福祉法的アプローチ 児童福祉法、児童虐待防止法 児童相談所

- ・ 児童相談所の業務全て（相談、調査、指導など）  
行政処分— 一時保護、入所措置、児童福祉司指導  
立入調査の警察への援助要請 虐待の予防、調査、保護

② 家族法的アプローチ 民法と家事審判法 児童相談所と家庭裁判所

- ・ 非行— 家庭裁判所送致【児福法 27 条・少年法 3 条】
- ・ 虐待— 施設入所の承認申請【児福法 28 条】

③ 刑事法的アプローチ 刑罰法令 警察、検察庁、地方裁判所

- ・ 告発
- ・ 告訴の支援

(4)当事者及び援助機関による社会規範再構築のための関与

(5)各機関のシステム、リスクマネジメント、メンタルヘルス

- ・ 把握可能感、処理可能感、有意味感